

もなども事業所や事務所が戦災にあり、まだその前に疎開された分もありまして、疎開されたときは、補償の紙はもらって何も受けていません。こういうこともあります。たまた海外から引き揚げられた方は一貫で引き揚げてきた、そして内地における信用というものはむしろゼロに近い方々が多い。それに反して、内地でかりに戦災あるいは疎開にあいましても、引き続いてやはり内地にいる関係で信用がありますので、借金もでき、かなりに借金をしても立ち上がることができる、そういうところに非常に大きな差があるので、そういう観点からも、私は海外の引き揚げの方々に非常に御同情申し上げる点があると存じます。

そこで、ことしの七月で委員の任期が切れますが、いま伺うと、慎重にやるということですが、それまでに結論が得られるのか。もし得られない

場合に、今後どういうふうに政府で措置せられるか、その点につきまして一言伺いたい。

○安井国務大臣 お話をとおりに、引き揚げ者の補償問題という問題は、他の同じような種類の問題とも若干の関連があるという見方もございましょうし、そういう意味からも、答申につきましては全国民の御納得のいくような、筋の通った御答申をいただきたいということで、政府は非常に急ぎながらも、また一面、慎重な御答申を期待をしておるわけでございます。そういう意味から、七月に一応民間の学識経験者の方々は任期満了ということになりますが、できればそれまでにきめていただきたいという期待は持っておりますが、いまの審議会の進行状況自身について、私どもまだこれがどうだという見通しがつけ得ない状況にございます。したがいまして、これは仮定の問題でございますが、万一七月までにどうしても終わらないというような場合がありますれば、審議会の期間自身には制限ございませんので、再任をいたしてさらにお願ひをする場合もあり得るかと思います。しかし、これはいまこの時点で当然出ないであろうから再任というふうに考へておるだけ早いません。できるだけ急いで合理的な結論をいたしまして、そ

な結論、御答申をいただきたいという態度でいます。

○白井委員 この審議会をつくる際にも、引き揚げ者の要望、国会の要望等もあります。各党の委員で、国会議員——各党代表的な方に六名御参

加いただいております。したがいまして、国会各党の意向というのもその中で相当反映され審議もされておられるのですが、一方、昨年一月に在外財産については政府が補償をする責任があ

る、憲法第二十九条から見ても責任があるとい

うことで提訴され、第一審では政府には責任なし

といふことであつたのですが、第一審で責任あり

りということになつて、これがさらに最高裁で審議されておるよう伺つておりますが、これとや

は、いわゆるカナダ裁判について先生おっしゃつ

ることだらうと思ひます。この点につきましては、審議会において数回にわたりまして紹介、そ

れから学説並びに判例批評がたくさん出ておりま

すから、それの御紹介を申し上げ、検討いたして

おられます。

○栗山政府委員 ただいまの白井先生の御質問

は、いわゆるカナダ裁判について先生おっしゃつ

したことだらうと思ひます。この点につきましては、審議会において数回にわたりまして紹介、そ

れから学説並びに判例批評がたくさん出ておりま

すから、それの御紹介を申し上げ、検討いたして

おられます。

○白井委員 いすれにいたしましても、この問題

は非常に広範囲に影響の及ぶ問題でござりますか

は、審議会の中で気になる点があるわけで、まずそ

の点から明らかにしていただきたいであります

が、七月任期であることは私も百も承知でありますけれども、あるいはこの任期をそのまま延長し

なければならぬやもしれぬというお話をあります

な、こういうようなものが中心になつてゐるわけ

であります。

そこで承りたいわけでありますけれども、いま

の御答弁の中で気になる点があるわけで、まずそ

の点から明らかにしていただきたいであります

が、七月任期であることは私も百も承知でありますけれども、あるいはこの任期をそのまま延長し

なければならぬやもしれぬというお話をあります

な、こういうようなものが中心になつてゐるわけ

であります。

○大出委員 いかがでござりますか

は、非常に広範囲に影響の及ぶ問題でござりますか

は、審議会がどこでござりますか

にさらに一項つけ加えて諮問をされておるわけであります。つまり在外財産問題の処理方針いかんという諮問であったわけでありますけれども、先ほど白井さんも触れておられましたが、改組をして国会議員等も入れて、そして在外財産問題処理のための引き揚げ者に関する措置方針いかんといふのを重ねて諮問をされたという事情まであるわけであります。してみると、これはこのときすでに総理の諮問でありますから、政府は相当な責任を負わなければならぬ筋合いだと私は思うわけでありまして、政治的には、社会党の横路当時の国対委員長、自民党的園田国対委員長相互間で、いろいろ話をされて、進めてこられたといひきさつまであるわけでありますから、したがつて、私はどうしてもこれは一日も早く、この事の縦縛から見て、政府の格段な御努力をいただいてそこに持ち込む、こういうことにして、いただからなればならぬと思うわけであります。

そこで、承りたいわけでありますが、いま公務員制度審議会などございますけれども、あの議事録を読んでもそう思うのであります。政府の関係の方々がいかに資料を集めて、いかに行き届いた趣旨説明を関係各委員の方々にされるかということが、つまり審議が促進をされるされないにかかるるわけでありまして、そういう意味からいきますと、政府の御努力いかんでは、これは審議会をある意味の拘束云々という意味じゃなくて、政府の関係の方々の御努力いかんでは、おせん立てがよろしきを得て審議は進む筋合いでございまして、その意味では公務員制度審議会などでも、人事局長以下皆さんがだいぶそういう御苦労もされておるようあります。同じ意味で、これからひとつ大馬力を皆さんにかけていただかなければならぬと思いますが、そのところあたりはどうのようにお考えになつておりますか。

○安井国務大臣　お話のとおりに、第一回目の給付五百億というものはかりにいたしたようなかつこうでございますが、これでは、国内外の情勢上そのままで不適当であるという趣旨から、今後

かに措置すべきかという具体的な答申を政府としては期待をいたしておるわけであります。そういう意味合いからも、各党派から御選出を願つておる委員の先生方も非常に御熱心でござります。また民間の方々も非常に御熱心で、出席率等も非常にいい出席率になつております。それにこたえまして、政府としても要請されます資料、あるいはその措置につきましては特別の組織を設けまして、これに対応する万全を期した資料の提出等をいままでもいたしておりますし、また今後も十分これは配慮して促進に相つとめたいと思つております。

○大出委員 ところで、先ほど調査室長さんでしたか、カナダ裁判の問題についての回答が出ておりましたが、これまで審議会の内容は、個々の委員の方々が話をされたことについては、委員相互の了解のもとに、外部に対して云々しないというふうになつておるようになっておりますから、そのことについては触れようとは思いませんが、政局の責任ある立場の方々ということと、審議会の内容は常に把握されておらなければならぬ責任があると私は思つておるわけであります。しかも、先ほどのカナダ裁判の東京高裁判決、これは昨年の一月三十日でありますけれども、この問題等に関しては、御存じでものを言われておるようになつりましたので、そういう意味でこれは政府の考え方を聞きたいわけなのであります。が、旧来サンフランシスコの平和条約第十四条の(4)項2にありますかと思ひます、その(1)によつて、連合国にある在外財産の処分を連合国にまかしたことについて、外交保護権の行使を放棄したというところから始まりまして、一審の判決等ともからみますけれども、政府の責任問題所在が云々をされてきたわけであります。これが昨年の一月三十日の東京高裁判の判決からいきますと、国内補償の義務づけるわけであります。が、このあたりをめぐりまして、つまり言い直せば、国民にとって、政府との関係においては全く国内法上の問題、そういう意

味で政府に補償責任がある、ただ手続法がない、だから法制定をまたなければ払えない、簡単と言つてしまえば、こういう筋書きの内容が出ておるわけですが、ここらあたりを現時点においてどのようにお受け取りになつておるか、こここのところをひとつ簡単に御説明をいただいておきたいと思うわけであります。

○栗山政府委員 ただいま仰せのごとく、昨年の一月三十日に、いわゆるカナダ裁判の東京高裁の第二審判決があつたわけであります。第一審の判決は、いわゆる敗戦によつて生じた損害であるから認められないという、非常に簡単でござりますがそういう趣旨の判決がございまして、それに対しまして第二審の判決におきましては、ただいま仰せのごとく、趣旨は、賠償に充てられた趣旨と認められる、よつて国において何らかの方策を講ずる必要がある、ただし、それにつきましては憲法から直接請求権は出でてこないので、国会において定められた法律に従つてその請求は受ける以外にない。その国会における法律につきましては、各般の事情を勘案した上で定められるべきものであるといったような趣旨の判決でございました。提訴人はこれに対しまして、自分の要求が結果においては認められませんでしたので、さらには二月の十一日に最高裁に上告をいたしております。しかし、この次第でございます。したがいまして、われわれの調査室といたしましては、最終的にはこの最高裁の結果を待つ以外にないかと存じますけれども、從来政府で国会等において答弁されました点につきましては、憲法問題といたしましては、二十九条三項というものにはそこから直接出てこないというのと、従来の政府の見解のようでございま申し上げた判決というふうな法的な面からの検

討と、もう一つは各般の戦争犠牲があるわけであります。この戦争犠牲の分類をすつとしていきますと、ずいぶんたくさんものになるわけであります。それなりの結論を実は持つてものを考えておきたいわけであります。したがって、政府の御見解を承るという意味で実は二、三點それらの関連で御質問申し上げるわけでありますけれども、非常に常識的にわかりやすく言えば、戦争犠牲という形で引き揚げてこられたが、海外におられるときに相当な苦労をして一つの地位を築かれた方々、単に有形の財産が持ち帰れなかつたといふだけでなく、長年築き上げた無形の財産である信用を失つて帰ってきた。かつ職業選択の自由はありませんけれども、国内的には各種の職業を選ばれている中におくれて参考をする形になつておりますから、あらゆる意味における有形、無形の損失をその上にさらにこうむつている、こういう事情にある。きわめて常識的に考えれば、そういうものの見方が成り立つわけであります。そういうことをきわめて常識的に一つの前提としたしまして、ところでイタリアの例なりあるいはドイツの例なりいろいろ例がありますけれども、各般の戦争犠牲がある中で、私どもとしては、当面在外財産問題の処理、これは各種の戦争犠牲に優先をして、途中から農地報償などが出来まいりましたが、これらものに優先をして処理されるべき筋合のものである、かつそれは國に法律的に補償責任がある、こういう立場をとる、こういうふうに結論を得ておるわけであります。國際法的にも例の原爆被害の補償であるとか、あるいは占領軍の被害補償であるとか、あるいは在外財産の補償であるとかたくさんあります。國內法的にも軍人軍属の戦死等の補償、未帰還者の留守家族の補償、学徒勤員の被害の補償、あるいは徴用被害、収容家屋の損害、強制疎開の補償などというところから始まりまして、不特定な対象として郵便貯

金であるとか、火災保険であるとか、預金封鎖とか、いろいろなものがあるわけであります。こういう中で何ものにも優先して、とにかく在外財産の補償を政府に法的義務ありという見解をおとりいただき。こういうふうに進めて、その責任の上に立って補償をしてもらうというふうに考えて幸たわけなのであります。

そこで、まず一つだけ明らかにしていただきたいのは、政府のいまの立場というものは、審議会にまかせたから政府はその結果を待つというだけではなく、政府みずからどうという御見解をお持ちでないのかどうか。もう一つは法律的な見解、裁判の判決が出ておりますけれども、あわせて政府とての見解というものがあるのかないのか。本来ならば、あつた上でしかも審議会の議を経てものを考える、あるいは最高裁の判決が出てくる、その結果に基づいてものを考える、こうでなければならぬと私は思つているわけでありますが、そこらのところの政府の中心になるものの考え方といふものがあるのかないのか、そのところをひとつ承つておきたいと思います。

○安井国務大臣 何らかの措置をとるべきものとしておきまして、いろいろという趣旨の上から、三十一年度におきまして五百億という給付の措置も一応とったわけであります。そういう趣旨からいたしましても、これもむろん一応この審議会の答申を待つたわけでござりますが、政府は何らかそういうことをする事が当然であった、またあるというような基本的な考えには変わりはないからう。ただ、それが現在の時点においてどういう方法、どういう形でやるべきかは、いろいろな諸条件があるから、これはひとつ審議会の答申を待った上でこれを善処されるというふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 ところで、いまこれはちよつと長官の口の端にまたのぼつたので、これはもちろんことばりではございませんから、そう受け取らぬでございただきたいのですが、私がいま非常に心配しておることが一つある。それはなぜかといいますと、つまり臼井前長官のときにはど

ここで御質問されておりましたが、私、各種の陳情団を引き受けまして白井総務長官のところに陳情にお伺いしたことが再三あるのです。そのときに、長官とのやりとりがたび重なつてあつたわけあります。しかし、それを事こまかにこういう席上で明らかにするわけにはまいりません。まいりませんが、私の印象という言い方でひとつ聞いていただきたいのですけれども、農地報償の問題が世上に論議をされていたときであります。早い話が、結局法律的に政府に補償義務、補償責任があるのだということにしないで、法律的には補償責任がない、もしくはあいまいである、こういうことにしておいて、さて、しかし何らかの措置はしなければならない——いま長官が言われる意味の何らかの措置はしなければならないといふことに、ものごとを落つかせるということになる。と、つかもでたいへんでしたということで給付金を差し上げたわけですが、それをまたつかみで少し足らなかつたからもう少し、世の中も落ちついてきたので、経済情勢もかつての時代に比べれば相当に好転もしているなどということやうなことで、かくかくしかじかくらいのものをといふやり方になりそうな印象を受けるわけです。

うものの言い方になつておるわけです。そうすると、先ほどちょっとと長官が触れられていたことばと相通ずるもののが所々各方面散見をする。そらなると、先ほど私は、政府の責任ある方々が審議の促進、結論を早く求める、これについて格段の御努力をいただきたいと申し上げたのですが、それらとあわせましてそのところが非常に心配になるわけであります。

したがつて、そこらを頭に置いて、先ほど、政府の御見解が本来あつて、審議会に預けた面は預け、かつ裁判が行なわれておりますから、その結果を勘案をする、こういうことなのかどうかという点を聞いたわけなんです。重ねて承りたいのですが、長官のいま言われた御趣旨、これは口にお出しになつたのですが、できれば私は、何らかの措置などと言わないで、そのところはひとつ取り消しておいていただきたい。法的な補償義務があるのかないのかという点で、政府の御見解があればおっしゃつていただきたいし、なければ、ないということを明らかにしておいていただきたい。

○安井国務大臣 御懸念のように、政府は補償責任はないのだが、何らかの措置をやらなければならぬという趣旨をあらかじめきめて、いま審議会でおばかりをしておるというふうには私ども考えておりません。そういう問題もくるめまして、そうして公正妥当な結論をひとつ早急にしていただきたいということを明らかにしておいていただきたい。

○大出委員 しかば、ひとつあわせて承りたいのですが、先ほどの高裁判決でありますけれども、国際法上の権利の放棄、つまり国民個々人の財産権といふものとあわせまして、国際法上請求権がある云々という問題、基本的な権利を、政府がこれをかわつて抹殺をするわけにはいかない。これは一つの前提になつておるわけですが、しかし国内法上の請求権を政府がかわつて放棄をした、逆に言えば、外交保護権の放棄、こう前に言つて、いた政府のものの考え方なんですかけれども、

つまり自国民の国内法上の請求権を国家が放棄すること、これは国際法上可能であるという説を、判決内容を見てみますと、とつてはいるように見え るわけですね。

ところで、その場合に、日本国民は連合国の国民個人に対して権利として賠償請求をすることができるかどうか、こういう問題を提起して、それはできないということになると、連合国内の国内法上の権利をもあわせて失うという結果になる。こういうことになると立論をして、日本人の所有者が財産所在国で国内法上の財産返還請求をする、その権利を消滅をさせた、こういう結果になつてはいるということを前提にして、政府に補償責任がある、こういうふうに東京高裁の判決内容は筋立てを立てておられるわけであります。

ところで、手続法がないという、それが理由の中心になつておりまして、したがつて手続法がないから、請求をしても、これは法律がないですから、そういう意味で前判決と同じような意味の結論になつてはいるといふ、中身、結論は似たようなものになつておりますけれども、ここのことろがたいへんに違うわけです。つまりこの趣旨でいけば、手続法の制定を待てということになる。そなうると、手続法をつくるのは国会の責任だといふ筋書きになる、こういうふうに考えますから、ここのことろ、つまり東京高裁の判決の趣旨、それを政府がどのように受け取つておられるのかといふことです。これさえ明らかにしていただければ、政府の態度というものは明確になると私は思つてはいるのですが、そのところをひとつお答えいただきたい。

○栗山政府委員 ただいまカナダ裁判の第二審のお話でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、政府の従来の国会におきまする見解としましては、憲法二十九条三項から直接出でこないという見解は、從来ずっと出ておりますので、その点でひとつ御了承願いたいと思います。

○大田委員 したがつてそこを聞いておるわけな

えをいただきたいのです。二十九条は、財産権な
るものは平たく言えば——理屈を言えば、ここに
一ぱい書いてありますから言つてもいいのです
が、時間がありませんから、平たく言えば、財産
といふものは世の中の経済状態その他を含めて各
般の事情によつて変化をする。たとえば公共のた
めに必要であるとすれば個人財産も収用される場
合もあり得る。だから請求権というものはまさ
に、膠着化したものではない、そういう解釈を多
数説としてとつておるということと関連をして、
しきりに政府が、前から学者流に言えは、この種
の在外財産請求などというものを予測して二十九
条ができるのじゃないかといふ立論などをされ
て反論をされてきてるわけです。ところが、こ
の高裁判決というのは、いわば政府が公共の用
に供してしまった。つまりサンフランシスコ条約
はこの賠償云々という問題とからんで請求義務が
ある、ない、いずれにも触れていない。イタリア
なんかと違いまして触れていないのだから、これ
は補償しろとも、しないとも言つていいという
ことになるわけなんです。そうだとすれば、政府
が賠償義務遂行という意味をも含めて、日本人の
連合国なる国の中にある財産の外交上の保護権を
放棄したという筋立ては、ある意味では日本人の
財産を大きな公共的な目的という意味の中に阻却
をしてしまったということになる。ということに
なるとすると、先ほどの国内法的な手続その他を
含めて日本政府に法的な補償義務が存在をする、
こういう進め方になつてゐるわけですね。ですか
ら、おつしやる意味の憲法上の論議、解釈は、お
説のとおりとつておつて、その上でなおかつ國に
法的な補償義務が存在をする、こういう筋書きに
なつてゐるわけですね。これは内容に書いてあり
ますから、私も読んでおりますが、お読みのとお
りだと思う。

○立論をされならば、いまおっしゃつた御答弁をいたただいただけでは、これは御答弁になりませんから、そのところを再度御答弁をいただきたいと思います。これは審議会じやございませんから、判決ですからお答えいただきたい。

○栗山政府委員　どうもたいへん専門的な御質問でござりますけれども、実はこの問題は法律問題でございまして、たいへんむずかしい問題でございますが、法制局なり、あるいは国際問題でございまして、たいへんむずかしい問題でござりますれば、条約局なりといふ方が責任ある御答弁をいただきませんと、ちょっと私のほうでまだそこまで突き詰めておりませんので、御了承願いたいと思います。

○大出委員　調査室長さんを困らせるつもりで私は質問をしておるわけではありませんから、そういう御関係があるとすれば、それはそれなりにわかります。ただ、私が申し上げたいのは、さつきも触れましたように、学者諸先生方を網羅をしての審議会ではありますけれども、さつき公務員制度審議会等の例も申しましたように、相当の資料その他を、請求があつたからつくるというだけではなくしに、相當慎重にというおことばもあつたように、政府に早く結論を出させて、七十数万の方々の心配をなくしてあげようというのだとするならば、今日までの間に相当至れり尽くせりの準備をされた資料を提供しながら進めていかないと、その議論といふものは百出をするのですから、なかなか審議が進展をし早急な結論を求めるというわけにいかない、こういう心配が実はあるわけなんです。そういう意味で、実はいまの高裁の判決等をめぐりまして、担当の調査室長さん等は専門的な方々とも相談をされて、それらしい資料をいろいろお整えになつて、おそらく審議会の進行をはかる意味での側面的な援助をなさつておるだろ、実はこういう私の推測で、少し立ち入つた質問をしたようでありますけれども、いまの点について政府が、前回のサンフランシスコ条約の十四条をとらえての政府の見解はかくかくしかじかだつたけれども、最近は東京高裁の判決等も出て

きて、多少ニュアンスも変わつてこういうふうな意味にとれるわけであります。
ひとつそのところは、審議の促進をも兼ねておこなつて、できるだけこの種のことは前向きにものをおこなつて、それをも含めて、先行き非常に明るいものを感ずるわけなんであつたけれども、そこまでは言えない、こういう意味にとれるわけであります。

ひとつそのところは、審議の促進をも兼ねておこなつて、できるだけこの種のことは前向きにものをおこなつて、それをも含めて、先行き非常に明るいものを感ずるわけなんであつたけれども、そこまでは言えない、こういう意味にとれるわけであります。

ひとつそのところは、審議の促進をも兼ねておこなつて、できるだけこの種のことは前向きにものをおこなつて、それをも含めて、先行き非常に明るいものを感ずるわけなんであつたけれども、そこまでは言えない、こういう意味にとれるわけであります。

ひとつそのところは、審議の促進をも兼ねておこなつて、できるだけこの種のことは前向きにものをおこなつて、それをも含めて、先行き非常に明るいものを感ずるわけなんであつたけれども、そこまでは言えない、こういう意味にとれるわけであります。

○大出席員 もう二点ほど承りたいのですが、これも政府が答弁をしていただける筋合いでござるものでございまして、審議会の審議にじやまを入れる、水を入れると、い筋合いのものではございませんから、御答弁を賜わりたいのです。

台湾につきまして、日本人の台湾における財産、これは当時の日本という國のいきさつからいたしまして、日本の法律で保障されていたわけでもあります。これは当然なことであります。ところで、分離地域という形に講和条約に附なったわけでありますけれども、この場合に、台湾と私ども日本との間の取りきめ——當時中國というのでありますか、中華民国というのでありますか、これによつてこの財産権は処理される筋合いだつたわけであります。ところが、国有財産は新しい國に引き渡すということで、私有財産についての口上書が四回ばかり取りかわされて、相互に請求するものを出し合つてどう処理するかということをきめる、こういうふうに外交手続上は進んだわけであります。ところが、旧滿州國あるいは汪政権といふような財産がございまして、これは二十六億というふうな財産があつたらしいということ等の事情がございまして、台灣を引き揚げるときに、日本人は向こうの政府の諸君の立ち会いのもとに、あなたの財産は幾ら幾らに評価されますよと捨ておかれていた。つまり留置した日本人の財産について、今日では財政上の理由もあつて、台灣政府は台灣人あるいは中国から入つていつた人に売却などをてしまつてゐるわけですね。財政上使つてしまつて、今日は財政上の理由もあつて、台湾の金は一般会計に入つて台湾政府が使つてしまつてゐるわけですから、そうすると、特別取りきめ

がでていれば、それなりの処理のしかたが外交手続上出てくる筋合だと私は思つてゐるわけであります。ところが、台湾の側は、この取りきめについて目下準備中であるといつて逃げてしまつてゐる。ということになると、先ほどお話しにございました憲法二十九条の問題等々ともあわせまして、請求権は日本の国内法で明確に保障されたのです。ところが、外交手続が終わつていなかからその検討なり処理ができない。これは一体何に基因するかということになると、外交保護権というふうなもの、かつまた口上書のやりとりが四回もあつたという事実等からいたしまして、政府がそれらの外交行為についてきわめて怠慢であるということになると私は思つてゐりますが、これらあたりは在外財産問題審議会を担当される総理府の皆さんとして、どのように御理解を賜わつておられるかという点を承つておきたいと思ひます。

○栗山政府委員 特別取りきめがなるべく早くつくられるよう、われわれは要請をいたしております

わけでござります。

○大出委員 これはおそらく審議会の中でも出る意見、あるいは将来出る意見だと思うのであります

が、外務省との関係はどうなつておりますか。

○栗山政府委員 外務省に対しましては、なるべく早く特別取りきめが取りかわされるようにといふことをお願いしているわけでござります。

○大出委員 長官に承りたいのですが、外務省は取りきめたくないのではないかと思っているのであります

が、中国、台湾との関係がございまして

政治的に非常に複雑でございますから、後ほども

う一つ質問したいのですけれども、今日の毛沢東

中国政権との関係もございまして、これも講和未

締結でござりますから、そういう意味でこれは外

務省には相当いろいろな意見があると私は思つて

いるわけであります。したがつて、どうなつてい

るかと聞いているのでありますから、そな簡単におつしやらないで、言えないということならば、

これはまたやむを得ません。あらためて外務省に

でも聞きますけれども、お答えをいただきたいと

思ひます。

○安井国務大臣 外務省に当方からいろいろ交渉いたしております。外務省自身もこの問題については十分な理解を持つてもらつておると私どもは考えております。しかし、何ぶん相手のある仕事でございまして、相手との交渉条件がまだとのわぬいやに私どもは伺つております。

○大出委員 相手があつてと申しましても、台湾とは非常に仲のいい方々も時の政治の中心になつてゐる方々におありなんですから、かくかくしかじかとか、こうなつてゐるということがあるので

ら、御説明いただきたいと思ひます。

○安井国務大臣 具体的な交渉内容につきましては、まだ私どもここで申し上げるわけにはいかないと思ひます。

○大出委員 事の成り行き、いきさつが皆さんにおわかりいただければ、きょう私が質問している

目的は達しますから、お含みをいただいて、それなりに審議促進のほうにあわせて御努力いただきたい、こういう趣旨なんですから、あえてこれ以

上深入りはいたしません。

質問は三つと申しましたが、二つ目は、かつての満州國、これは各国の承認をほんんど得てない

い国であります。得たところもあるでしょうけれども……。國際法上、はたして國であつたかどうか

かという議論もあるでしょう。あるいは汪政権なんというのも國際法上の政権であったかどうか

なども、そういうふうなところについて、これまで

在外財産を取り扱う問題の処理に当たられる総理府としては、どういうふうな外交手続その他をおとりになつておるか、あるいはどういう御見解を

お持ちになつてあるか。これは審議会の問題ではございません。日本の政府という立場でどういう

ふうにお考えになつてあるか。各省に關係のある問題であり、したがつて、かつ總理府の所管になつておるわけでありますから、その辺についても承つておきたいと思ひます。

○栗山政府委員 ただいまたいへんむずかしい問題を質問いたされたのでございますが、われわれの承つておりますところでは、中国、満州等につきましてまだ外交上の問題が全然整つておらず

ので、したがいまして、在外財産の点につきまづけでありますけれども、第一次大戦後の國際債行のよ

うな形で敵國の財産というものは賠償としてとつてしまふ、そのかわり賠償請求をしないなどということがあらわれているわけでござ

いますが、そうだとすれば、賠償に引き当たられたのを、国会から出ておられる方々の御努力で二回にして進めてきて、こういう事情があるわけありますから、いましてどうもこのあたり

にかけてありますから、いましてどうもこのあたりまだ、こうしたことだと思うのであります。だから、そういう意味の國際法的なもの解釈からいきますと、日本の法律によつて財産を持っていたということになる、こういう立論が成り立つわけあります。したがつて、そうだ

うことになると、財産権はあるということも言えるわけあります。しかも中國にあつた銀行などというところが預金を預かっておりましたし、この銀行は日本にも財産を持つておつて、戰後日本にある財産を処分をしているなどという例もある。だとすると、なぜ補償ができないかといふ問題も出てくるわけあります。それらの分離地域といつても、は関東州なども含みますけれども、そういうふうなところについて、これまで

在外財産を取り扱う問題の処理に当たられる総理府としては、どういうふうな外交手続その他をおとりになつておるか、あるいはどういう御見解を

お持ちになつてあるか。これは審議会の問題ではございません。日本の政府という立場でどういうふうにお考えになつてあるか。各省に關係のある問題であり、したがつて、かつ總理府の所管になつておるわけでありますから、その辺についても承つておきたいと思ひます。

○栗山政府委員 ただいまたいへんむずかしい問題を質問いたされたのでございますが、われわれの承つておりますところでは、中国、満州等につきましてまだ外交上の問題が全然整つておらず

ので、したがいまして、在外財産の点につきまづけでありますけれども、第一次大戦後の國際債行のよ

うな形で敵國の財産というものは賠償としてとつてしまふ、そのかわり賠償請求をしないなど

ことがございますから、それから賠償といふものをめぐらして、先ほど触れた段階でも実はある

わけでありますけれども、第一次大戦後の國際債行のよ

うことは別だという答弁でありまして、結果的に佐藤総理は、審議会の結論を待つてこれを尊重する、こういうふうにまとまつたわけであります。それがつまり昨年末あれだけ長く苦労してハンストまでおやりになつてがんばつておられた方々が、それらのことを持つ一つの契機として、政府の誠意ある措置が近い将来において行なわれる、こういうことで、あれだけ集まつておられた方々が帰られたといふべき事実もあるわけであります。そういう事情からするならば、例の日韓条約締結のときに、政府責任があつた、これだけはお認めになつておると思うのです。したがつて、そうだとすれば、韓国にあつたところの日本人の財産は、今日の片や審議会が進んでおられる段階では、政府としてはほどのようなことをお考えになつてゐるかといふことは明らかにしていい筋合いだと思うわけであります。これらのところは、どういうふうにあの経過を踏んでお考えになつてゐるかと、いう点を承つておきたい。

○安井国務大臣 日韓の条約の経過にかんがみま

しても、この問題自身が、現在審議されておりま

す審議会で当然検討の対象になるものと心得てお

ります。その審議会の検討によつて私どもは結論を得たいと思っております。

○大田委員 そうしますと、先ほど私が念を押

ました点に返りますけれども、何らかの措置をと

うことばかり口の端にのぼるのでありますけ

れども、その何らかの措置というのは、私は先ほ

ど該当の方に御迷惑をかけるから遠回しにものを

言つたので、長官おわかりだと思いますけれども、法的な根拠となるべく抹殺して、悪い言い方で言えば、法的な根拠がないのだが、しかし何とかしなければならぬ、つまり肩の荷が軽くなつたということで、そこでかつての三十一年当時の給付金等にプラス何がしという形のやり方になりそ

うな、非常に大きな心配を私は持つておるわけであります。したがつて、実はこれだけしゃべつた

わけであります、そう簡単にはいきませんよと

いうことを皆さんに申し上げておるつもりであり

ますけれども、もう一ぺん最終的な総まとめの意味で御答弁を賜わりたいのですが、その一つの審議の促進という点について、ひとつ十分な資料を

大馬力でそろえていただけで、いま私があげたようなことは、審議会の詰めの段階では一々問題に

なるところですから、それを皆さんのほうでしかるべき資料を取りそろえておかなければ、法律的

に詳しい学者先生であつても、なかなか自分の専門以外のそつちのほうまで資料を求めて云々とい

うことはできるわけはないのでありますから、そ

ういう点を詳細慎重な、先ほど申し上げたように前向きで、とり得る説はとつて——それが多数で

あるということ今までつけ加えられておる判例があるわけでありますから、とつて、前向きの処理を

し、かつ、額については、今日の財政事情その他の

をあわせてかくかくだといふ説得力のあるものの解釈ができるわけでありますから、その辺のこと

とあわせまして、この辺についてひとつ長官から御答弁を賜わっておきたい。

○安井国務大臣 初めにも申し上げましたように、あらかじめものをきめておいて、義務はない

のだが何がやるのだという態度でこれを扱つてお

るわけではありません。と申しまして、これが義務

を含めて、あるいは補償等に関連をするもの

を含めて処理をしていただきながらねわけ

でありますから、そういう意味の処理という考え方

の処理についてといふ意味は、これは補償という

ものであります、つまり在外財産の処理についてすみやかな結論を得るよう、政府で特段の努力をいたさないといふこと、この在外財産問題

にわたる御苦労もあるわけでありますから、政治

と、あるいは苦しいといふところに手をおられる、あるいは苦しいといふところに手をお

ります。そういう意味で、この方々が、各党の意をそろえていただいて早急に結論を求める、そ

してこの問題の処理をはかつていただくという意

味の決議をしてくれというようなことを、各党に

申し入れておるようあります。ぜひともそういう

ことで御協力をいただきたいものだと思つて、

あるならば、そのための会合が開かれるであります

からしながら、目的は物価上昇反対というのが

あります。そういう行動をいたします際において、やは

らもらつたのであります。御承知のように、そ

ういうような行動をいたします際において、やは

りプラカード等に、特定の内閣反対というような

行為であります。佐藤内閣打倒が目的ではないわけであります。佐藤内閣打倒が目的で

プラカードを掲げた者がまじる場合があります。

○安井国務大臣 それで最後にひとつ御答弁を賜わ

たいと思います。

○安井国務大臣 私も引き揚げ者の一人でござい

ます。引き揚げ者の皆さんのお気持ちにつきまし

ては、十二分にわかつておるつもりでもございま

す。また、超党派、各党派を通じまして政府の

すみやかな処置を促進されるという御趣旨につきま

ましては、これは十分に尊重いたしまして、これ

からも善処してまいりたいと思つております。

○木村委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 先般、国家公務員の基本的人権

の問題につきまして、長官の見解並びに人事院、

法制局の見解を聞いたとしてまいつたのでござい

ますが、十一月の十九日に出されました「国家公

務員のデモ等への参加について」という文書を見

まして、さらに二、三の点について見解をただし

てまいりたいと思うわけでございます。

先般、物価上昇反対というような一つの運動

があつた。これに対して、国家公務員が勤務時間

外に参加をする場合においては、人事院規則の十

の政府の政策、見解であると思うのです。これ

命権者は大臣ですね。あるいはその行政機関の長ということでしょう。そうすると、これには私は委任規定がなければならぬと思うのですが、あるいは人事局長がやる、あるいはその他の課長がやる、あるいはその委員会のだれかに委任をした者がやる、こういふことにならうかと思うのです。ですが、あります。が、その認定はどういうふうにするのか、その問題についてお答えを願いたいのです。

院はとつておられるのかおられないのか。というものは、組合の機関紙等が出ます。その中に物価値上げの政策をとるのはけしからぬ、公共料金値上げ政策をとる佐藤内閣はけしからぬ、こういうようなのが組合の文書に出ると、これはイコール佐藤内閣を打倒するものとして認定をして機関紙活動というものを制限する、そういうようなものを焼き捨てるよう、切り抜きをさせるように、そういう措置がとられた事例があるわけであります。が、そういうような問題について、認定の基準といふものがなければならぬと思いますので、その基準をどのようにしておられるのか、明らかに

○増子政府委員 まず、私に答弁を求められたと
思うことにつきまして申し上げます。

先ほど第一回的には任命権者の側においての認定というふうに申し上げました。もちろん任命権者と申しましても、大臣が常にすべて認定ということではないことは御指摘のとおりでございまして、それぞれ所管の局、課におきまして行なうわけでございます。この人事院規則の点につきましては、いわゆる人事当局でございますから、人事に関する主管の部長のところにおいて事務的には行なうことになるわけでございますが、もちろん事務によりましては大臣等の御判断を仰ぐとともにあらうかと存じます。

それからなおつけ加えて申し上げますと、以上申しましたように、それぞれ各省庁においての認定ということがあるわけでございますけれども、そしてそれはそれなりに一応認められるわけでござ

ざいますが、各省間におきましてその認定その他等につきまして非常に取り扱いが区々まちまちであるということは、必ずしも望ましいことはございませんので、そういった意味におきましての連絡調整ということ、その間におきまして私どもいろいろ御相談にあずかるということをございます。すなわち、人事局におきましては、そういうた連絡調整的なことをやつておるわけでございま

それからなお、政府部内全体といたしまして
ごぞいます。

それからなお、この問題についてましては、先ほ
どもちよつと申し上げましたが、第一次におきま
してそれぞれの任命権者において行ないますか、
人事院に対する報告、通報等がござりますので、
やはり人事院の解釈、人事院の認定ということも、
そのうちでは問題になるわけでござります。そう
いう意味におきましては、私どもも、各省といた
しましても、人事院の当局、それは職員局の所管
でござりますので、職員局の当局に私どもとしま
してはいろいろ相談をいたしておりますということで
ございます。

は、申し上げるまでもございませんか。法制局等にもいろいろ御相談を申し上げるということをいたしております。

それからがお法衙的な最終的な認定といふことになれば、申し上げるまでもなく裁判所の認定ということになるわけでございます。

○大坂府政府委員　和の御質問に、いすゞお詫がねりました組合機関紙に、佐藤内閣はけしからぬというような表現があつた場合に抵触するのかしないのかといふことのようであります、その前こ

人事局にお話の文書に関しまして御質問が重ねられておりますので、一応この文書をお出しになる前で、実は日韓条約反対とかかわるデモ等の問題

われは別にあらかじめそれを見渡すというよう
ございまして、この文書を人事局としては作成されたわけでござ
いますが、この文書自体に関しましては、われ
に関しましては、非常にたびたび人事局と折衝が
ございまして、その折衝の結果いたしまして、この文書を人事局としては成らなかったのが

な手続はとつておりませんけれども、解釈に関しましては、大体全体に人事院が從来解釈をしてきたことと相違はない、こう思つております。問題の組合機関紙に佐藤内閣はけしからぬという表現で載っていたとすれば、焼き捨てなければならぬいというようなことになるというお話をあります。が、われわれとしては、やはりそれが物価値上げ反対ということに関連したある結論のような表現をとつていていたにいたしましても、明らかに佐藤内閣はけしからぬといふ表現を用いていたことは、大体全体に人事院が從来解釈をしてきたことと相違はない、こう思つております。問題の組合機関紙に佐藤内閣はけしからぬという表現で載っていたとすれば、焼き捨てなければならぬいというようなことになるというお話をあります。

闇反対ということで表現されでるといなしますと、やはり特定の内閣を支持しましたはこれに反対することという政治目的に当たる文書になるのではないかと思つております。ただし組合機関紙を実際に拝見いたしませんと、その辺の表現のところがけしからぬのかどうなのか、つまりいろいろなニュアンスのあることで、さまざまな表現方法があると思いますので、決定的な判断という点ではございませんけれども、おつしやるとおりであれば、一応政治目的に当たるであろうと思われます。

ますけれども、われわれの承知しておる限りでは、別に焼き捨てると指示をいたしたことはございませんし、選舉にかかる場合に違反になるの

ではないかということを組合機関説をあらかじめ持つてまいってわれわれの意見を徵した組合もございましたので、そういう注意を申し上げます。この組合機関説は、二つ、一つは

その総合機関が回収されたということに記憶しておりますが、焼き捨てる云々という問題は、われわれ承知しておりません。

○木山(喜多見) この問題は、きがめで重要な内容を含んでいます。というのは、いわゆる公務員の基本的人権である表現の自由権、これは憲法上の自然権中の自然権であります。

が、その問題にいわゆる公共の福祉という概念論をもつて制約を加える、あるいは特別権力関係における存在としてのその立場からの制約を加える、こういうような形の中で、処理がされているようになります。一つの具体的な例を提示いたしま

すが、建設省の九州地建で出た事件、公務員の給与については人事院勧告を九月から実施するという閣議の決定があつた以上、一律七千円賃上げはもちろん、人事院の出した五月勧告を完全に実施せよという主張も、政府批判であり、違法行為である、こういうような指導がなされておる。それから建設省の中部地建の総務部長、これが全建労に対する機関紙の配布禁止ということで、国家公務員法に違反する文書が流れている疑いで警察も

入っておる、こういうことを言ひながら、この措置がされたという記事が出ている。それから天竜川の上流工事の事務所長と庶務課長が、やはり同じようなことをやつてゐるわけですが、ボスター、ピラの文書活動、集会、演説活動、こういうようなものが実事上不可能になるような措置といふものがとられているということになります。一体いまの政府の見解なり人事院の見解をただしてまいりますと、どうもこれら行為というものは行き過ぎた行為が行なわれておる。これはやはり人事局というものが設けられて、いまの人事院の解釈を変えたものではないのだ、従来のとおりに

やっているのだということでありますけれども、事実上の問題としては、このような問題がすでに行政の末端においては出ているという問題が一つござります。こういうふうな問題につけて、どう

さしあがめ、どうぞお聞きなさい。
うような措置をとつていかれるつもりなのか。

手もありましようが、具体的には、それが行なわれる前にそのような一部を削り取って、はさみを入れて刃ひき、これを配りさせる。あるはそこ

を抹殺したものを配らなければだめだといって干渉をするというような事態が、現に出ている、こういうような状況でござります。さうして政府がこ

るというような効果が生まれてくると同時に、行き過ぎた行為というものが派生するのは、これは十分考えなければならない問題であると思うの

であります。それと同時に、一体機関紙等の活動の中、そういうようなことをなしたことによって、行政権者が注意をするということはあり得ても、これに對して、今度警察が国家公務員法違反であるということを捜査をする、こういうことがありますか。また、そういう打合せをするよ。

○増子政府委員 ただいまいろいろ地方の出先機關につきましての問題を御指摘になつたのでございますが、私どもとしましては、先ほど来申し上げましたような趣旨をおきまして、それぞれ各省の当局に指導を促し、また注意をいたしておりますわけでございます。したがいまして、全国各地区における一々の事態をつまびらかにいたしておるわけではありません。事例がわかりましたときは、それぞれ私の方から連絡をいたすことになりますし、また当該省からわかれわれのほうへ連絡がまいりることがあるのでありますけれども、いざれにしましても、こういった措置につきましては、行き過ぎという面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきまして、そういうことが、私どもの指導といいます

ます。それから警察の問題でございますが、現実に違反がござりますれば、これはいわゆる刑事犯といふことになりますので、警察当局がその判断に基づきまして所要の措置をとるということは、あります。そこで私は連絡をいたすことになりますし、また当該省からわかれわれのほうへ連絡がまいりることがあるのでありますけれども、いざれにしましても、こういった措置につきましては、行き過ぎという面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないとということは、数々あることでございます。そういう意味におきましては、行き過ぎといふ面あるいは行き足らずといふますか、いろいろな意味におきまして、この規則の趣旨が正しく理解されないと

ます。○村山(喜)委員 そこが問題があるのですよ。

うのは、人事院規則に法律で制定すべき内容のものを移譲をして、そして罰則規定が單に懲戒处分のみならず、刑罰の処分として取り上げるようになつてゐる。二年以下の懲役ですか、そういうことについては、これはILO百五号条約との関係があります。さらにまた、勤務時間外

におけるそれらの政治活動というものに対しても、どの程度までその制約ができるのか、これはきわめて重要な問題があるわけです。この前のILOの八十七号条約の審議をめぐりましても、大出君

なりあるいはそのほかの各委員から指摘をされましたときにおいても、大橋國務大臣がILO百五号条約ともからめて今後において考えていかなければならぬといふ言明をされております。さらには、そのほかの各委員から指摘をされましたときにおいても、大橋國務大臣がILO百五号条約ともからめて今後において考えていかなければならぬといふ言明をされております。

○安井國務大臣 私ども、現在の段階におきまして、国家公務員法第百二条の特定の政治行為の制限に関する規定、あるいはその具体的な事例を人事院規則に譲つておる事例につきましては、特別これを現在どう変えなければならないというふうに號令ともからめて今後において考えていかなければならぬといふ言明をされております。さらには、そのほかの各委員から指摘をされましたときにおいても、大橋國務大臣がILO百五号条約ともからめて今後において考えていかなければならぬといふ言明をされております。

○村山(喜)委員 大体この辺でやめますが、旧憲法下における官吏は、無定量の勤務原則のもとにその身分を保障され、そしてその行為については制約をされておつた。ところが、近代国家になりました今日の國家公務員法においては定量勤務の原則だ。だから、八時間労働といふものに対する対価として給与が支払われているのであって、管理職の人たちは超勤にかわるものとして特別の措置がなされておるわけであります。しかししながら、一般的の公務員については、定量勤務の原則といふものが確定をしているわけです。したがつて、権力關係を発動してまいる立場にあります公務員については、当然のことながらその公務員の基本的人権については、その職務の遂行上からくる制約といふものは最も限度の線において、認められなければならないといたしましても、公務以外の一国民として生活していく中において、そ

うに、タインピストなどのよな、いわゆる単純な労務に携わる人、これは自由な政党活動をかりにしたとしても、一般国民の政党活動あるいは投票の自由といふものは何ら制限をされないのであります。しかししながら、その回答も出されておるわけですから、こうした公務員や、あるいは国民の基本的人権行使するにあたつて必要な一定の職員以外の者については、他の特別職公務員、いわゆる一般職公務員以外の公務員と同じように措置すべきではないかと

ういう見解も成り立ち得るわけであります。その問題をいわゆる公共の福祉という概念で割り切らう

とされましても、公共の福祉という概念自体が不

る、だから、国会において給与が決定するまでの間は政策として確定をしたものではないという從来からの解釈というものがあるのですから、こういうような行き過ぎは是正をされなければならないと思うのであります。

○安井国務大臣 公務員関係の法律に限りません、法律、規則といったようなものが、その時代、客観的な状況に応じてそれぞれまた適当に変えていくといふような必要も、私は決して否定はいたしませんが、現在の場合、公務員法で定はいたしませんが、現在の場合、公務員法で定めております。諸規定は、私どもとしては守っていかなければならぬと思つて、次第でございります。したがつて、これが公務員制度審議会等でいろいろ御議論が出、そして労働の基本関係に関する問題としていろいろ提示されれば、それはその事態に応じて私どもも十分考えていただきたいと思います。

それから、公務時間中以外なら一般国民と同じで自由ぢやないかというお話をござりますが、これもなかなかむずかしい問題だと思ひます。たとえば公務員たる身分、これは憲法で認められておりまするいわゆる一般に対する奉仕者であるという身分は、やはり勤務時間以外でも身分として取り除かれるものではなかろうと思ひます。せんたつても、これは冗談話でございましょうが、官房長官が、それぢや勤務時間以外なら公務員が汚職してもいいのかといふ冗談がお互に出了たといふ新聞記事がございましたが、これは冗談といつましても、やはり時間外でありましても、公務員の身分上一定の制約を受けるということは、程度や議論の問題は別として、やむを得ないのじやないかといふふうに思つておるような次第でございます。

○村山(喜)委員 これは一定の限界という問題をどのように解釈するかといふことに問題があるのですから、ここで議論を繰り返そうとは思ひませんが、明らかに表現の自由権というものは、当然政府批判の自由権というのも含んでおるし、そ

して政治活動の自由権といふものも含んでおる。しかし、勤務時間中においてそういうことがなされることは當然排除されなければならないと思つておきたい。

かかるわけです。憲法の上においては、そういふような制限の条項といふものはないわけであります。制限の条項のあり得るのは、ほかにそれぞれの条項——財産権の問題とかあるいは職業の自由権等については、その条項で指摘をされているわけですから、この点については、もう少し先ほどの一例として建設省の問題を出したのですが、このような具体的な例——人事局長のほうでは、私が一例として建設省の問題を出したのですが、こままでごく一般的な問題と見ておきます。

○増子政府委員

先ほど申し上げたとございまですが、私どもは各出先機関の日々につきましては詳細に承知いたしておりませんので、お話をような事例につきましては、私どもとしても調査をいたしました上で必要な措置をとるということになります。たとえば公務員たる身分、これは憲法で認められておりまするいわゆる一般に対する奉仕者であるという身分は、やはり勤務時間以外でも身分として取り除かれるものではなかろうと思ひます。せんたつても、これは冗談話でございましょうが、官房長官が、それぢや勤務時間以外なら公務員が汚職してもいいのかといふ冗談がお互に出了たといふ新聞記事がございましたが、これは冗談といつましても、やはり時間外でありましても、公務員の身分上一定の制約を受けるということは、程度や議論の問題は別として、やむを得ないのじやないかといふふうに思つておるような次第でございます。

○村山(喜)委員 この問題については一応これでおいておきます。

次に、この法案の関係の中で、今回同和対策審議会が同和対策協議会といふことに名前が変わつておられます。

内容は調査審議をすることになつておられます。そこで、内容は調査審議をするわけでございます。そうしてことしの予算申込も、これまで五割程度ふえておることも事実であります。私、総理府の所管する予算関係、

厚生省、文部省、農林省その他に分かれておるが、非常に大きな問題であると考えておりますので、内容は調査審議をすることになつておられます。非常に各般にわたりまして、それぞれの主管府が予算を持つておるわけであります。そしてそれを執行していく際にあたりましては、総理府に審議官がおって、その審議官が調整をしながら同和対策事業といふものが行なわれるようであります。お申もございましたので、協議会といふ名前を

す。しかし、本この基本的な問題を考えまいります場合において、審議会といふものから対策協議会といふものに切りかえた理由の説明が、まだなされておりません。この問題については、基本的な人権に関する問題、生存権に関する問題であります。事業内容を見てみましても、スラム街の解消であるとか、あるいは農道の改修であるとか、産業政策であるとか、あるいは教育、高校進学、特に恵まれないような地帯についての補助であるとか、あるいはそれらの基本的人権が守られるような協議会であるとか、いうようなものに分かれています。この同和問題といふふうに取つ組んでいくつもりか、これは予算委員会等でもいろいろ御質疑がありました。佐藤總理も、これに対するわけであります。従来政府がとつてまいりました施策ではまだまだこの解決ができないとするならば、そこには長期的な展望のもとに計画を立てて、この同和対策といふような状態がもう近代日本の中では必要がないようなどころまで持つていかなければ、これは日本の恥のよくな存在だ、恥部のような存在に今まで置かれていたのではないかと思ひます。そういう点から考えてまいりますと、これは一つの社会改造といいますか、やはり一つの基礎的的人権がどういうふうに保障をされるかということに関する問題であると思っておりまつたので、その长期的な構想計画といふものがあるならば、お聞かせ願い、またこれに取り組む態度についての表明を願つておきたいと思うであります。

○安井国務大臣 同和問題は、わが国の民族とりまして非常に大きな問題であると考えております。そこで、内容は調査審議をすることになつておられます。昨年の八月に同和対策審議会から適切な御答申をいたいた次第であります。その線に沿つて私ども十分に施策を生かしたいと考えております。

○村山(喜)委員 御趣旨は、そのとおりまことに該する。

そこで、従来あつた審議会が今度協議会といふ名前に変わったのは、どういう意味かといふお尋ねが一つございます。これは非常に深い意味があるといふわけではありませんが、第一には、その審議会の答申の中に、今後は協議会にしてこれをひとつさらに具体的に進めるべきであるという

使用いためたと、新しくどういう問題をどういふうに考へるかというような白紙から出発する審議会と違いまして、やや具体的になつております。しかるところを、今度は各省の機関も入れまして、お互に実施段階で協議をしていくといううがよりふさわしいという意味で、協議会ということに今回はいたしておるわけでございます。

さらに、この同和問題とどういふうに取つ組んでいくつもりか、これは予算委員会等でもいろいろ御質疑がありました。佐藤總理も、これに対するわけであります。従来政府がとつてまいりました施策ではまだこの解決ができないとするならば、そこには長期的な展望のもとに計画を立てて、この同和対策といふような状態がもう近代日本の中では必要がないようなどころまで持つていかなければ、これは日本の恥のよくな存在だ、恥部のような存在に今まで置かれていたのではないかと思ひます。そういう点から考えてまいりますと、これは一つの社会改造といいますか、やはり一つの基礎的的人権がどういうふうに保障をされるかということに関する問題であると思っておりましたので、その长期的な構想計画といふものがあるならば、お聞かせ願い、またこれに取り組む態度についての表明を願つておきたいと思うであります。

そこで、従来あつた審議会が今度協議会といふ名前に変わったのは、どういう意味かといふお尋ねが一つございます。これは非常に深い意味があるといふわけではありませんが、第一には、その審議会の答申の中に、今後は協議会にしてこれをひとつさらに具体的に進めるべきであるという

それから同和対策協議会の構成について、ある

いは各省庁に關係がある仕事でありますから、それ専門部会のような、専門委員会のような組織といふものも必要であらうと思うのであります

が、その協議会の下部組織といいますか、構成の内容はどういうふうに考えておられるのか、これについても説明を願つておきたい。

○安井國務大臣 大体長期的な具体策につきましては、さらに協議会等でも十分にお練りをいただきたいと思つて次第であります。それが、それと、出発と同時に基本的なものの考え方は法律で明らかにしたい。対象は何と申しましても、環境の浄化、あるいは職業の補導、あるいは教育、文化の均ん、福祉関係、そういう点で均等にして、かつ、公平な生活のできるような環境をつくり上げていく、そして何より大事な人種的といいますか、差別的な感情をなくしていくということに重点を置いた対策を立てていきたいと思っております。

なお、協議会につきましては、民間の有識者並びに各省のそれぞれの責任者、两者ともつてこれに充てる計画にしておりまして、それによつてまた協議会ができましてから、さらにいま御指摘のような分科会あるいは専門部会というようなものも、必要に応じてできることにならうかと思つております。

○村山(喜)委員 この民間の有識者、それに各省の関係者、これで実際の事務的な仕事をやつて審議をすると同時に調査をし、計画を立てるといふところまでいくのであるう思うのであります。が、人員の構成はどういうふうにお考えになつておられるか、これは事務当局のほうから説明を願つておきたいのであります。

それと、国会議員等の対策協議会の委員といふようなものは、考へておられるのかないのか、これもついでに説明願つておきたい。

○福田説明員 お答えいたします。同和対策協議会の構成は、委員が二十名以内、それから専門委員を五名以内、そのほかに幹事若干名をもつて構成する予定でございます。なお、いずれも関係行

政機関の職員及び民間有識者から任命することといたしまして、その中に国會議員をもつて任命することは考えておりません。

○村山(喜)委員 任期は。

○福田説明員 任期は、本協議会が一年間でござりますので、法律で設置する期間が一年間でございますので、その間やつていただくわけでござります。

○村山(喜)委員 恩給審議会の問題は、恩給法の改正等が出てまいりますので、そのときに内容的には触れますが、これの機構、人員その他の概要を事務的に説明を願つておきたい。それでその説明が終わりましたら、私は質問を終わります。

○矢倉政府委員 思給審議会につきましては、その組織は、大体私たちのほうでいま政令の案を考慮中でございますが、その中で、審議会は委員十人以内で構成するという予定をいたしております。そして委員は、学識経験のある者の中から内閣総理大臣が任命するという形態をとる予定でござります。そして委員は、学識経験のある者の中から内閣までの委員の委嘱という形に相なります。

○受田委員長 受田新吉君。

○受田委員 総理府設置法の改正案で、まず新しく設置された機関の質問をさせていただきます。

青少年局の新設でありますが、これは從来の協議会の事務局を青少年局に移行をして、新しい局をつくるとともに、從来の協議会という形のものはそのまま残すという形態がとられているよう

だ、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

○受田委員 青少年局をつくるかつらぬかといふ議論がこの数年繰り返されてきて、やつとこのたび日の目を見ることになつたわけですが、それほど政府部内にもいろいろな議論があつて、昨年も日の目を見るに至らなかつた。私は、各省の間、特に文部省と総理府の間における所管関係で、いわば対立、抗争が繰り返されて日の目を見ないといふことになつたと承つております。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たすということが可能かどうかという問題です。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

ち、青少年局はまた青少年局としての独特の意義を持つような形になつて、その間の有機的連絡に事が欠くようであつては、これは意味をなさないと思うのです。新しい局ができる、しかし、從来の協議会も残つてゐる、こういう形のものですか

かといふことも考えていかなければならぬ。そのことを含めて御答弁をいたします。

○安井國務大臣 従来の中央青少年問題協議会を一応改組いたしまして、その事務局部分につきましては、これは青少年局へ吸収された形に相なつております。そういたしまして、從来ありました協議会の審議部門、いろいろな青少年問題に対する対策樹立、献策、調査、そういう形式で今度はつきましては、これを審議会という形式で今度は別建てにいたしたいと思っておりますが、単なる協議会の審議部門、非常に極端な圧縮政策をとつておるという事情もありまして、必ずしも十分と申せないかと思ひます。この二十六名の初できました際でござりますし、またいまの内閣に従来非常に密接な関係を持つて、協議会自身が連絡調整的な役割も果たしておつたような事情もございますので、今度新しくなります審議会は、ほかにできます審議会とは——いま御指摘のようになります。委員の任期が当然課題になるうかと思ひます。本審議会も実は二年を予定いたしておりますので、したがつて、昭和四十三年の三月末日までの委員の委嘱という形に相なります。

○木村委員長 伊能委員長代理着席。

○受田委員 お尋ねの問題をさせていただきます。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

く、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

○受田委員 青少年局をつくるかつらぬかといふ議論がこの数年繰り返されてきて、やつとこのたび日の目を見ることになつたわけですが、それほど政府部内にもいろいろな議論があつて、昨年も日の目を見るに至らなかつた。私は、各省の間、特に文部省と総理府の間における所管関係で、いわば対立、抗争が繰り返されて日の目を見ないといふことになつたと承つております。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たすということが可能かどうかという問題です。

青少年局をつくるかつらぬかといふ議論がこの数年繰り返されてきて、やつとこのたび日の目を見ることになつたわけですが、それほど政府部内にもいろいろな議論があつて、昨年も日の目を見るに至らなかつた。私は、各省の間、特に文部省と総理府の間における所管関係で、いわば対立、抗争が繰り返されて日の目を見ないといふことになつたと承つております。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たすということが可能かどうかという問題です。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

く、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

○受田委員 お尋ねの問題をさせていただきます。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

く、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たすということが可能かどうかという問題です。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

く、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

の意見の調節もできて、これがスタートすることになった。しかし、職員の数は、青少年局の職員にしてほんに数名をプラスする程度にとどまつてゐるといふことで、はたして青少年局の新しい目的を果たすことが可能であるかどうか、お答え願いたいのです。

○安井國務大臣 御説のように、ここ二、三年来いろいろと糸余曲折のあつた青少年局の誕生でござります。四十一年度の予算編成に際しまして、幸い各省庁との調整もつき、新しく今度誕生いたしました御審議を願つておるわけでござります。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たす。しかし、その内容たるや、六名程度の増員にすぎぬぢやないか、これまで目ざすような仕事をが一体できるかという御指摘、これは私どもまさにごもつともな御指摘と思つておられます。最近のところにござつておるという事情もありまして、必ずしも十分と申せないかと思ひます。この二十六名の初できました際でござりますし、またいまの内閣に従来非常に密接な関係を持つて、協議会自身が連絡調整的な役割も果たしておつたような事情もございますので、今度新しくなります審議会は、ほかにできます審議会とは——いま御指摘のようになります。委員の任期が当然課題になるうかと思ひます。本審議会も実は二年を予定いたしておりますので、したがつて、昭和四十三年の三月末日までの委員の委嘱という形に相なります。

○受田委員 ほんに数名の増員で新しい目的を果たすということが可能かどうかという問題です。

青少年局の設置であります。お役所が一つできるわけでございますが、その局の実質的運営の背景に、青少年問題の中央協議会というものが終始知恵を授けて、その実施面に退

く、より血の通つた存在に相なるかと思つております。

て、十分ここへ人をそらえて、次代を背負う若人に希望を与えるよろな行政責任を果たしていただきたいと思うのです。二十六名、この点について人が少ないところからスタートするわけですねけれども何らかの形で局の機関を地方の青少年問題と連絡しながら大いに強化させようという意思があるかどうか。地方の青少年問題協議会もありますけれども、文部省所管の青少年関係あるいは厚生省の関係等を含めて、中央、地方を通じて的一貫性ある青少年行政というものをどう扱おうとされておるか。自治大臣の御経験を持つておられる長官としては、何かの夢をお持ちだと思います。

○安井國務大臣 御指摘のとおり、青少年問題は、これは社会的に非常に各般にわたつております。地域的に申しましても、これは中央だけが幾ら力み返つても地方と有機的な連絡がつかなければ、実効があるものじゃないということは、私どもよく承知しております。そういう意味におきまして、これは将来は、さらに地方との有機的関連、あるいは今度できました青少年局の主要な任務の一つである連絡、調整をさらに強化であります。地元に申しますと、これは中央だけが、青少年局であつてはならないと思うのです。文部省はまた文部省で独特的の使命を持つておるのですから、その文部省が扱う青少年対策というものは、特に該当年齢の中に学生もあるわけです。大学生なども、これは青少年のほうに入る。そうした学生問題等を含めて、文部省にはまた独特の青少年指導体制ができておると思うのです。

○受田委員 私は、これは文部省の出先機関のような青少年局であつてはならないと思うのです。文部省はまた文部省で独特的の使命を持つておるのに大いにやらなければならない、つまり国民運動の問題でございますが、この国民運動を提唱いたして、それに対し政府としましてはできるだけお世話を、御支援を申し上げたいという仕事も、一項含まれております。それから学生の問題でございますが、従来中青年協におきまして、特に学生だけを切り離して取り上げることはなかつたのではないかと考えられます。と申しますことは、従来――将来もどうだと思いますけれども、特定の省庁だけで処理でいる仕事につきましては、総理府が特に必要を考えます。それがございます。御承知のように、学生は文部省において取り上げておりますので、特に学生についてだけ切り離して取り上げたことは、従来なかつたのではなくらうかと考えております。

○赤石政府委員 お答えいたします。各省に属しないことでどういうことをやろうとしておるのかという御質問を一つやつております。それから青少年問題全部は政府が全体として当たらなければならないというたまえで、私のほうでは基本的な調査、あるいは政策の樹立、それから同時に各省間の強力な連絡、総合調整、さらに各省に属しない部分の仕事、こういうふうに限定をいたしました。

○受田委員 そこで、連絡調整機関として、この法案が出る前に青少年調整局というよろな名称がかりに用いられた期間がありましたね。その調整局と青少年局の相違は、どういうふうに変わつてきたのか。

○安井國務大臣 今度の中でも、調整機能が青少年局の一つの重要な仕事の大きな比率を占めることは間違いないのでござりますが、そのほかにも、基本的な対策の樹立、調査、あるいは他省に属しない、独自でやり得るというか、やらなければならぬ青少年対策行政もありますので、そういう意味から、調整局というよりは、むしろ端的に青少年局にしたほうがいいのじやないかといふことに、途中で意見が変わつたわけであります。

○受田委員 将来の問題といたしましては、ただいま御審議を願つておきます予算の中に、やはり青少年対策を進めるためにはどうしても、政府はもちらんのことです。ございますが、国民全體が青少年対策のために大いにやらなければならない、つまり国民運動の問題でございますが、この国民運動を提唱いたして、それに対し政府としましてはできるだけお世話を、御支援を申し上げたいという仕事も、一項含まれております。それから学生の問題でございますが、従来中青年協におきまして、特に学生だけを切り離して取り上げることはなかつたのではないかと考えられます。と申しますことは、従来――将来もどうだと思いますけれども、特定の省庁だけで処理でいる仕事につきましては、総理府が特に必要を考えます。それがございます。御承知のように、学生は文部省において取り上げておりますので、特に学生についてだけ切り離して取り上げたことは、従来なかつたのではなくらうかと考えております。

○赤石政府委員 お答えいたします。各省に属しないことでどういうことをやろうとしておるのかという御質問を一つやつております。それから青少年問題全部は政府が全体として当たらなければならないというたまえで、私のほうでは基本的な調査、あるいは政策の樹立、それから同時に各省間の強力な連絡、総合調整、さらに各省に属しない部分の仕事、こういうふうに限定をいたしました。

○受田委員 青少年問題、対象をどうするかといふことです、年齢的には一体青少年はどこを目標にしておるのですか。青少年という限界。青年といふことをやつておるのではありませんが、現在やつておるのは、たとえば非行对策の面で、各省庁に関係いたしますので、補導センターを設置し、それを指導する仕事

て、この際は出発をいたしたいと思っております。法の改正の問題は、明らかにこれは、年齢をどうするかという問題であろうかと思います。しかし、たとえば海外派遣のときの青少年は、何歳ぐらゐになるかと思います。たとえて申せば、少年法の改正の問題は、明らかにこれは、年齢をどうするかという問題であります。しかしながら、たとえば海外派遣のときの青少年は、何歳ぐらいを考えると申しますと、これはやはり二十歳をこえまして、現在二十五、六歳までを資格ある者と考えていいことじやないか。つまり省庁によりまして、いろいろとこの年齢に差があろうかと存じます。

○受田委員 私は、このあたりで法律面における成年の年齢といふものと、いまのよろな運営面における幅を持たすこととは、やはり分離して考えていかなければならぬと思います。民法三条では満二十歳をもつて成年とすることになつておる。ところが、これは法制局にもあとからお聞きしますが、天皇、皇太子は十八歳をもつて成年とするところが、皇室典範の規定がある。この民主主義の国家に、天皇、皇太子に限つて十八歳を成年とするといふことで、民法三条の例外を認めるそのことがどうかと私は思うのでござります。児童福祉法は、十八歳が限界になつておる。結婚年齢は男子十八歳、女子十六歳となつておる。自動車の免許をとる年齢も十八となつておる。少年法は二十歳といふ限界がある。こういうものは総務長官でなければ御答弁できないのですが、この成年の年齢といふものがばらばらになつておるので、いろいろな法の適用を別個に受けることになる。青少年指導

非常に混乱を来たすと私は思う。やはり法律的な年齢はどこをもつて成年とするかという基本的な問題が、一つここへ出てくるのです。ロシャのよう、十八歳をもつて成年齢としておる國もある。最近だんだんと成年齢は若返りつつある。このあたりで民法三条を十八歳と切りかえる改正という基本問題が解決すれば、少年法の問題も自然に解決する。これは赤石先生は文部省の御所管時代があつたわけですが、成人式という、國民の祝日として成人をお祝いするのにも、満二十歳になつた年をもつてするものあれば、その年に二十歳になる者を当てるところもある。また数え年二十のところを当てるとか、成年齢は全国がばらばらになつておるのである。いかへ行くと、一回も三回も——三回はありませんが、成年式をやつて、また次の年へいつて成人式だ。それから成年式に全然列席することができないような運命の者もおるというような、國の指導は非常にここで年齢的にばらばらになつておるのである。これは何とかひとつ統一して、あらゆる面で、行政面で法律的年齢と運営面の年齢とにちんとした規律をつけるのは、やはり青少年局がそういう問題は十分検討すべきぢやないかと思うのですが、あなたは國務大臣ですから、國政の一切の責任者として御答弁ができるわけです。

○安井國務大臣 御指摘のとおり、青少年という

年齢のワクも非常に幅がありますし、また法的に

きめられた場合も、その行政目的の次第によつて

それぞれに食い違つておる。これは一面から申し

ますれば、はなはだ矛盾したといいますか、都合

のよろしくない事柄でもあらうと思います。しか

し、現在までのいろいろな行政目的の特殊事情に

よつてこの年齢がきめられておるという事情もござりますが、いまお話しのよう、どこかに統一の基準を求めたほうがいいぢやないかという御提案につきましては、たいへんごもつともだと思ひます。私どもも、今後十分検討をいたしたいと思ひます。

○受田委員 これは官内庁次長おられるのです

が、次長の答弁の範囲内ではないので、法制局のほうにちよつとお聞きしたいのですが、天皇、皇太子、皇太孫、こういう形の方に、成年齢が民法三条の規定にかかるわらず十八とされておる。これは摂政になられるときになるべく成年に達していたのはおきめになつたほうがいいのではなかろうが都合がいい。その二年の差で、その二年のところが非常に大事だということがまた別にあればとにかく、大体國民の象徴天皇御一家について、國民と同じ基準というような形で成年という典範の改正をされる必要がありはしないかと思いますが、いかがでしょうか。

○閣政府委員 ただいまお尋ねの点は、先生の御指摘のとおり、皇太子が践祚をされましたときに、十八歳未滿で成年に達しておりませんと、摂政を置かなければならぬ。また、摂政になれる場合も、未成年でありますと、次順位者が摂政に当たることになる。また、國事行為の臨時代行に関する法律におきましても、未成年でありますと、その委任を受けることができないというような、いろいろな事情から十八歳ということ、いまのようないふな不都合の起こらないチャンスを設けるために、二年だけ民法の年齢よりも引き下げてあるわけですが、まだ他の國民全体につきましても、二十一歳ということで、特にそこで二年の差を設ける必要があるかどうかということは、全般的に確かに検討の余地があるわけでございます。ただ、一般的な問題といたしまして、民法上の成年、その成年にな達する年齢といふものと、他の特別の必要に基づきまして、他の法律で何らか違つた年齢を定めまして、その場合に成年に達したと同じよう効果を認めるという必要が全くないかどうかといふことは、一がいには言えないのではないか、かように考へております。

○受田委員 それは一がいに言えるのです。その年齢といふものは、もう法律的な行為能力を發揮させるための年齢といふものはきつとすべきで、民法三条が二十歳としてある。結婚をした場

合のその権利関係などといふものも、独特の形が出るけれども、やはり十八歳で結婚した者でも、二十歳にならなければ成年としての資格条件は満ち足りないことになるのです。天皇や皇太子の地位にあられる方だけが、十八歳になるとすべての行為能力に責任が持てるような、一般國民とは二年ほど早くりつぱに成熟されるということは、全然ないわけですから、これは全く同じですよ。同じである以上は、やはり成年齢は天皇御一家といえども、また國民といえども、十八歳にするなり十八歳、二十歳にするなら二十歳、私は、全部統一すべきであつて、特に天皇の地位にある、皇太子の地位にある方だけを十八歳にするということは、理解に苦しむわけです。別に何ら束縛される必要はない。もし二年間摂政を置かなければならぬという、摂政を置くのは便利が悪いとかいう立場は、これはそういうことがあってもいいじやないですか。これはもう國民も納得するわけですが、これはやはり皇室典範の成年齢を一般國民と同じにするということは、法律論からいっても、実際論からいっても、私は筋が通ると思うのですが、古い観念でなくして、新体制下の皇室という場合を考えたときに、皇室典範の改正の必要があるのではないかと思いますが、法律的に見ていかがでしょうか。

○閣政府委員 一般に成年に達する年齢を画一的に定めるべきであるという御趣旨は、私も十分そのとおりであるというふうに考えます。ただいまの皇室典範は、民法で二十年といふことになつておりますのを前提として考えられておるわけですが、これがやはり民主主義で男女平等の原則が憲法に保障されている限りは、英國式に女性の方も皇位繼承権は持つようなそいう典範にしないと、これは男系尊尊重主義の皇室典範です。これも一つ問題がある。これはいかがでしよう。

○閣政府委員 仰せのごとく、必ず男系でなければならないということを、前の憲法と違いますて、いまの憲法はいつておるわけではございません。そこで、いま男系主義をとつておりますのとおりであるといふふうに考えます。ただいまの皇室典範は、民法で二十年といふことになつておられますので、かりに國民の最近のいろいろな発育の状況その他からいいまして、二十歳では少し年齢が高過ぎるということになつて、十八歳にかぎりますので、かりに國民の最近のいろいろな発育の状況においては、皇室典範においては、さらにもう少し早くそういう摂政になられたりあるいは天皇になられた場合に摂政を置く必要がないかもわかりません。その点で全くそういうふうに切れることではないんではないかといふうに考えております。

○受田委員 それは一般的に言えるのです。そのことを申し上げておるのはありませんが、いまのたてまえは、おそらく從来女帝が立たれた場合がないわけではないけれども、それは非常に異例

要がないんだといふのは、ちよつといまこの際言いたい切れることではないんではないかといふうに考えております。

○受田委員 一般的の成年齢が民法三条が改正されると、成年にならなければ成年としての資格条件は満ち足りないことになるのです。天皇や皇太子の地位にあられる方だけが、十八歳になるとすべての行為能力に責任が持てるような、一般國民とは二年ほど早くりつぱに成熟されるということは、全然ないわけですから、これは全く同じですよ。あたりで、法律的には成年齢を統一しておいて、國民と同じ基準というような形で成年といふことは、國会で論議はあまりされてないんです。この委員会しかできないのです。したがつて、たとえば男系の男子だけが皇位を継承されるという問題も、皇太子のお子さまが男子の方が相次いでお産まれになつたからほつとしたような形ですけれども、女性が産まれようと男性が産まれようと、やはり民主主義で男女平等の原則が憲法に保障され、皇室典範は、民法で二十年といふことになつておられますので、かりに國民の最近のいろいろな発育の状況においては、皇室典範においては、さらにもう少し早くそういう摂政になられたりあるいは天皇になられた場合に摂政を置く必要がないかもわかりません。その点で全くそういうふうに切れることではないんではないかといふうに考えております。

○受田委員 それは一般的に言えるのです。そのことを申し上げておるのはありませんが、いまのたてまえは、おそらく從来女帝が立たれた場合

に属する。そこで日本の国民感情として、天皇は男子の方が立たれるということが象徴ということの感情的な一つの背景、歴史的なと申しますか、一つの歴史によつてつちかわれた感情が背景をなしておる、そういう考え方方に立つておるのでないかというふうに考えます。そこで、絶対的に女子が天皇に立たれることを憲法が禁じているわけでもありませんので、国民感情の推移によりましては、先生の仰せられるようなことも不可能なことだといふうに私は考えておりませんが、いまの制度はそういうたてまえに立つておるのでないか、こういうふうに考えておるのでござります。

○受田委員 皇室典範第一条に、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」となつてゐる、これは青少年問題にもやつぱり関係するのです。青少年の中で女性は、女性の天皇は生まれないんだというよなことになつてきては、あとは全部男女平等の原則を憲法にいわれてゐるのに、天皇御一家だけは、女性の天皇はいかなる場合でもできない。女性の天皇が出られるということがでなければ、女性も希望を持つわけです。青少年問題にこれは関係します。そういう意味でひとつ女性の天皇を生み出すという形に、典範を改正する必要があると思うのです。これは法案を出されるときは國務大臣ですから、國務大臣がひとつ御答弁いただきたい。

○安井国務大臣 たいへんむずかしいあれでございますが、いま説明いたしましたように、目下のところ、四、五十年は当分必要もなさうだというような状況もありまして、これが当面の問題にあるいはならぬのかと思ひますが、たてまえ論の議論はまた別でござります。この点につきましては、もう少しよく検討させていただきたいと思います。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○受田委員 宮内省は総理府の所管であるわけであります。大臣としてはいまは何だということではなくて、たてまえはきちんととしておかなければいけない

のです。いつでもそういう形になれるようになります。おながければいけない。これはひとつ検討をするということです。どうぞおながけ申し上げる、皇位繼承権に女性を加えることで前向きで検討されるかどうか、お答え願います。

○安井国務大臣 これは前も横もうしろも十分に考え方をして、慎重に検討いたしたいと思います。

○受田委員 それから典範にはだれも触れていない非常な問題点がある。たとえば「年齢十五年以上のお内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。」十五歳で身分を離れる年齢というものはとにかくおかしいのです。十五なら、一般には自分の意思決定権がまだない。昔であれば無能力者である。それをもう自分の意思で十五歳から自由に皇室の身分を離れることができるよう規定がある。これは非常に問題があるのです。典範の改正といふことは、もう一つ元号があるわけですね。一人の天皇が動いたときには、即位は直ちに元号を解決しない、こういう問題を何回か繰り返して言つておられます。天皇がなくなりましたら、どういう元号を用いるのか、いろいろ日本の昔の皇紀二千何ぼを用いるのか、いろいろ國民の中に意見がある。それがどれになるのか、ひとつもわからぬ。こういう問題を含めてひととおり、これはたしか関連をしなければうそだと思ひます。ただ、さしあたつての恩給審議会でござりますから、現在、直接目的は恩給審議会がやりますが、それに関連した事項については、当然触れてくるというふうに考えます。

○受田委員 当然触れると同時にたとえばスライド制にしても、スライドということばは変えて、原則が恩給法二条ノ二に出ておる。これなども、含めて、一応基本的な國の公式制度を検討するような調査会ができるようですが、総務長官はあまり重く用いていらっしゃらないのかどうか、御答弁をいただきたい。

○安井国務大臣 公式制度連絡調査会というものを持ちまして、いろいろ検討はしておりますが、なかなか結論が出にくい問題でござります。しか

し、いまおっしゃるように、元号その他の問題で、これは相当單々きめたほうがいいんじゃないかという問題は、たくさんあると思います。銳意ひとつの文字どおり前向きで検討さしていただきたいと思います。

○受田委員 それではひとつ、一応その問題はそれでおくことにして、もう一つ付属機関の問題がある。恩給審議会は、恩給問題の中に公務員の新しい共済組合関係のものを一緒に審議するというのです。

○受田委員 それではひとつと触れさせていただきたいと思います。恩給審議会でちょっと触れさせていただきましたが、その後御検討されたと思ひますが、新しい恩給制度はそういうところで割り切つて、公務員の全体の恩給、年金問題を検討する機関であるかどうか。もう歴史的に、恩給を受ける人は過去の人になつていくんです。もう何十年か後には、恩給法の適用を受ける人はおられなくなる。新しい共済組合制度、共済年金のほうへ移行するわけなんですが、ただ過去にすつと去り行く人だけの問題ではなくして、現職とその先輩の恩給を受ける人及び共済年金を受ける人を含めて、この恩給審議会が御審議されるというならば筋が通る。大蔵省もそのくらいの雅量はあるうと思ひます。

○安井国務大臣 この前も御指摘いただきましたとおり、これはたしか関連をしなければうそだと思ひます。ただ、さしあたつての恩給審議会でござりますから、現在、直接目的は恩給審議会がやりますが、それに関連した事項についても、当然触れてくるというふうに考えます。

○受田委員 共済組合法は、國家公務員共済組合法、それから地方公務員共済組合法、それから公社関係の共済組合法、いずれも関連を持ちますので、同趣旨の規定が設けられるかと私は承知しております。

○受田委員 それに関連してほかの問題が出てゐるが、それは御指摘いたしましたとおりでござります。たゞ御指摘のとおり、調整規定は必然的に共済組合に影響を及ぼす。そこで、今回の共済組合法の改正の案の中には、恩給法の調整規定とほぼ同趣旨の規定改正が行なわれる予定になっております。

○受田委員 そういう予定で各種共済組合——これは公務員の各種の共済組合ですね。そうですが、したがつて、離職者といふ点においては同じような範疇に入つてくるところから、先生の御指摘のとおり、調整規定は必然的に共済組合に影響を及ぼす。

○受田委員 そこで、今回の共済組合法の改正の中には、恩給法の調整規定とほぼ同趣旨の規定改正が行なわれる予定になっております。

○受田委員 その結果、恩給審議会がやりますが、それに関連した事項については、当然触れてくるというふうに考えます。

○受田委員 共済組合法は、國家公務員共済組合法、それから地方公務員共済組合法、それから公社関係の共済組合法、いずれも関連を持ちますので、同趣旨の規定が設けられるかと私は承知しております。

○受田委員 それに関連してほかの問題が出てゐるが、それは御指摘いたしましたとおりでござります。たゞ御指摘のとおりでござります。

○受田委員 共済組合の該當者にも準用するような形になつておると私は思ひます。たゞ御指摘のとおりでござりますが、そういうことを含めて、終始恩給と年金とを総合的に検討するかどうか、これをおながけ申し上げた定年制などができるかも、安心してやめられるような情勢がまずつくられなければ意味をなさぬという意味で、このスライド制はりっぱに成功させるよう御希望申し上げております。時間が予定どおりに進んでおりますか

ら、予定どおりにやめますが、もう一つ、付属機間の在外財産問題審議会、これも私は委員の一人でありますから、この発言を実はばかりたいのです。委員の一人としての発言と国会議員としてのこの場における発言と重なるようになるので、実際はばかりたいのですが、きょうは伊藤委員が出席していませんので、私の立場からもちよつとお尋ねしておきたいのですが、この審議会に委員が任命されていても、なかなか出席が思うようにならない。御意見を伺う機会も少ない委員が、たくさんおられるわけです。大体、この付属機関の審議会委員に、一人でたくさん兼務しておられる方がある。いま兼務している中で、総理府だけでなくして、各省を通じての付属機関に兼務している一番ひどいのは、だれがおられるのか。政府は、これに対し閣議決定でなくして、各管も付属機関を新設することは極力抑えるとおっしゃつておられるけれども、現実に御出席の常でない委員の方々がおられることを、われわれ身をもつて体験しているわけであります。こういう無理をして顧役を委員に任命されるということになつてくるから、そこで真剣な討議もできないような結論になつてくる。できるだけ万難を排して出席して、その豊かな学識を大いに表明していただきようと思つた。この点をひとつ伺いたい。

○安井国務大臣 お話しのとおり、審議会の委員

を任命します場合には、なるべく兼務を避けるといふ方針で当たっております。実際問題は、御指摘のよう、まだ相当数を兼ねておられるために出席したくてもできないというような場合がかなりあることは、私ども存じておりますので、これはつとめて今後も直して、一定の制限下にしたいと思っております。なお、この在外財産のほうにつきましては、実は御注意もありまして、いろいろ調べてまいりましたが、ほかの委員会に比べましては非常に出席がよろしい。これは受田委員はじめ皆さんの御指導のよろしきかと思ひます、

○受田委員 出席のよろしい審議会がこの在外財産の審議会であるということを承つて、ますます悲觀したのでございますが、あとから国会議員が六名追加され、国会議員の六名がそこに顔を見せてることで、あの委員会の顔ぶれが一応そろつた。かつこうで、国会から出る六名がおらぬと、まことにりよりようたる委員の御出席の委員会が、しばしばあるわけなんです。これではわれわれ国会から行つた者がおらぬという審議会になつたら、もうほんとうに眺の星のようにおられる審議会なんて——それを見せてください。

〔安井国務大臣 受田委員に資料を示す〕

これはやはり無理な形でお出になる委員は、できただけ遠慮していただかぬと、われわれが御意見を伺おうと思っても出席されないと御意見は伺えません。われわれ在外財

産の審議会ですが、ほかの審議会では、まだもつとひどいことがこれでようわかりました、これが一番いいというんですから。

○受田委員 それで、行管は委員会の整理をする方向、方針を立てておられると聞いておる。ところが、政府そのものはその審議会の整理もあまりやらない。今度の改正案で審議会の新設が三つ出

るだけ遠慮していただかぬと、われわれが御意見を伺おうと思っても出席されないと御意見は伺えません。われわれ在外財

産の審議会ですが、ほかの審議会では、まだもつとひどいことがこれでようわかりました、これが一番いいというんですから。

○受田委員 そうすると、一人の人が総理府その他の各省を通じて審議会を一番多く兼務しているのは、最近の統計でよろしくございますが、どのくらいの委員を兼ねているのが一番多いのですか。

○安井国務大臣 ちょっと恥ずかしいのですが、全銀連の会長岩佐さんの場合十七、円城寺さんが十三、植村甲午郎さんが十一、有澤廣己さんが十

一、稻葉秀三さんが十といったようなところが、いま一番多い数でござります。ベストファイブがそのくらいでございますが、これは今後できるだ

け整理をしていくというふうにいたしたいと考えております。

○受田委員 その方々が一ヵ月に一回か二回、多いのは三回出る。だから、十何ぼ兼ねておられれば、毎日毎日出てもまだ事足らざるような状態に

きている。一日に四千円の日当をもらわれるにしても、一ヵ月で十二万円ほどそのほうからの収入もあるわけですよ、精励恪勤されれば、実際出席

不可能な形で委員が任命されているというのには十幾つ兼ねたのでは、とてもこれはできませ

ん。こういう不可能なことを前提にして委員を任命されるようなことは、おやめになつていただきたい。別に人材は幾らでもあると思うのです。人材の發掘をして、ひとつ大所高所から眼を開いてやつていただくことを要望いたします。その点、今後その委員の整理をすることについて、兼務をやめることについて所信を伺いたい。

○安井国務大臣 極力お説のよろしい点で整理をいたしていただきたいと思います。

○受田委員 それで、行管は委員会の整理をする方向、方針を立てておられると聞いておる。ところが、政府そのものはその審議会の整理もあまりやらない。今度の改正案で審議会の新設が三つ出

るだけ遠慮していただかぬと、われわれが御意見を伺おうと思っても出席されないと御意見は伺えません。われわれ在外財

産の審議会ですが、ほかの審議会では、まだもつとひどいことがこれでようわかりました、これが一番いいというんですから。

○安井国務大臣 御趣旨のとおりであります。今度総理府はたしか、やむを得ない審議会があえましたが、そのかわり四つくらい落とす予定に

なつておると承つておつても、実際はそうならないということ、委員の兼務を圧縮すると同時に、付属機関の審議会その他を十分圧縮するとい

う方針をもう一度確認したいのです。

○受田委員 今まで強く打ち出しておつた方針を今後も強く打ち出しておつた方がいいと思います。

○受田委員 各省のなわ張りなどもこの際おやめになって、大所高所から行管、総理府がひとつ範

を示していただいてがんばつていただきたい。いままで総理府はたしか、やむを得ない審議会があえましたが、そのかわり四つくらい落とす予定に

なつておると承つておつても、実際はそうならないということ、委員の兼務を圧縮すると同時に、付属機関の審議会その他を十分圧縮するとい

う方針をもう一度確認したいのです。

○受田委員 全くそのとおりでござりますの

で、御意思の点に沿つて今後も強力に運営したいと思ひます。

○受田委員 それで長官、長官が審議会の最初の会合でちよつと顔を見せてやるということではなくして、たまには長官もみずからその審議会の途中で顔を見せられて、よろしく御審議を願いたい、任期中にはぜひひやつていただきたいというような

ことを言つていただきたいことが、やっぱり影響力がありますから、御熱意のほどをお示し願いたい。

○安井国務大臣 熱意を持つて、出席をできるだけさしていただきたいと思います。

○受田委員 ちょうど一時半にやめますから…。

春の叙勲、秋の叙勲をお進めになつておられることはありますから、御熱意のほどをお示し願いたい。

○受田委員 これは生存者叙勲でございますが、また死没者叙勲という、二つの方法があるわけですが、もうこのあたりでこの叙勲制度をひとつ法律に基づいて、仮称榮典法でも何でもいいですが、そういう

う法律に基いて実施するような形に切りかえる時期ではないですかね。政府の単独の考え方、思いつきでいくような印象のない、基本的な栄典法などを用意されておるか。これが第一。

國務大臣の答弁が必要ですが、その前提として賞勲局長にお尋ねしたいのです。いまの制度で生存者叙勲をやる場合に、審議会というのがあるようですね。それにある特定の人が入つておられるようですが、これこゝにどう動員、監査等つづけ

の各界の責任者も加えたような形で、煦一等をも
らった人だけがそれに入るというようなことでな
くて、もつと位の低い人もそれに入って、また位
のない人も入って、もつと廣範囲に公正な立場か
ら審議できるように審議会は運営をされる必要が
ないか。賞勲局長でお答えできることと、春の叙
勲、秋の叙勲、それからいまの生存者 死没者の
場合には、二百万に余る遺族に対する最終的な
叙勲の終末を告げる時期をどこに置いておられ
か。春の叙勲、秋の叙勲で、生存者に対する七十
歳を限定としたものをだんだんと年齢を若返らせ
る時期が来ておると思うのですが、現在の賞勲局
の人員でこれが足りるのかどうか。基本的には榮
典法をつくって、全國民の国会で与党が納得する
かうこうで法律をつくって、それに基づいてや
ることが憲法七条の忠実な履行であると思うので
すが、この点は最終的には政治的な発言として國
務大臣、その前は賞勲局長の御答弁をもつて私の
質問を終わらしていただきたい。

○岩倉政府委員 春、秋の叙勲の年齢の問題でござ
いますが、第一回のときは八十歳、第二回七十五
歳というふうにだんだん下げまいりまして、
第三回は七十歳まできたわけであります。戦後二
十年間ストップになつておりますした叙勲を、長老
の方々がたくさんいらっしゃいますものですから
ら、高齢からやつておりますけれども、一部肉
体的な勤労の方々につきましては、六十五歳ある
いは今は五十五歳というふうに、年齢を引き下
げてまいっております。戦没者につきましては、
二百万人戦死者がいらっしゃいまして、これら

○木村委員長 方々の御遺族の心情を思つて、できるだけすみやかに叙勲いたしたいといふに考えておりまして、ただいままでのところ、約四十万の方々を済ませております。四十一年度は毎月三万五千ずつの方々を御叙勲申し上げて、当初は五年計画といふことを考えておりましたけれども、最初のころは多少人數が出てこなくなつたということもございまして、五年あるいは六年というようなところをめどに戦没者はいたしたいと考えております。

○安井国務大臣 栄典法の制定も考えねばなるまいかと思いますが、いまの叙勲につきまして、お話をのように、できるだけ広い視野から納得のいく標準をきめるという方針のもとに、今後そういう問題も検討さしていただきたいと思います。榮典法を含めまして検討するということでございます。

まず、案文を朗読いたします。
総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
在外財産問題の処理については、速かに結論を得るよう、政府において特段の努力を傾注すべきである。

○木村委員長 本動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○木村委員長 起立総員。よつて、本案は岩動君外二名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、安井総務長官より発言を求めるのでありますので、これを許します。安井国務大臣。

ては、かねてから政府もその促進を志してまいりましたが、今回当委員会の御決議の趣旨に沿いまして、さらに一段と促進をいたしてまいりたいと存じます。

○木村委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきまし

「異議なし」と呼ぶ者あり
○木村委員長 御異議なしと認め、そのように決

○木村委員長 次会は、来たる二十一日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会